

令和4年6月9日

運輸安全マネジメントに関する取り組み

伊那バス株式会社

伊那バス株式会社では、輸送の安全を確保するため、社長をはじめとして役員・全社員が一丸となって法令遵守に取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、事業所における安全に関する声及び意見に真摯に耳を傾けるなど現業の状況を十分に踏まえつつ、社員一人ひとりが「関係法令を遵守し、安全最優先の考えのもと、安全管理体制の構築・見直し・改善」に取り組んでまいります。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（これを「**Plan Do Check Act**」という。）を確実に実施するとともに、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 令和3年度目標及び達成状況

自動車事故報告規則第2条の規定に該当する事故

実績：0件。

人身事故

目標：人身事故件数0件にします。

実績：人身事故件数1件。（目標を1件超過、前年度比1件超過）

有責物損事故全般（軽微なもの含む）

目標：有責物損事故件数前年度比20%減の18件に抑えます。

実績：有責物損事故件数33件。（目標を15件超過、前年度比10件超過）

車両故障

目標：車両故障件数0件にします。

実績：車両故障件数3件。（目標を3件超過、前年度比3件超過）

(2) 令和4年度の輸送の安全に関する目標

目標：人身事故件数0件にします。

目標：有責物損事故件数前年度比20%減の26件に抑えます。

目標：車両故障件数前年比1件減の2件に抑えます。

3. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定める事項を遵守する。
 - ・ 4. の計画に従い実施する。
- (2) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
 - ・ 12月に内部監査を実施する。
- (3) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
 - ・ 4. の計画に従い実施する。
- (4) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施する。
 - ・ 5. の教育計画に従い実施する。

4. 輸送の安全に関する計画及び実施状況

令和3年度計画及び実施状況

以下のとおり計画し、実施しました。

(1) 安全運動

- ① 社長又は取締役の現場巡視。(伊那 4月・7月・10月・1月
駒ヶ根 5月・8月・11月 松川 6月・9月・12月)
- ② 春・夏・秋・年末の交通安全運動参加。(4月・7月・9月・12月)
- ③ 伊那バス事故0運動実施。(8月)
- ④ 年末年始の輸送安全総点検運動実施。(12月～1月)
- ⑤ 年間教育指導計画に基づき実施、毎月目標を定めて実施。

(2) 各会議体

伊那バス管理職会、伊那バス事故安全審議会、バス運転手班別グループ会議(年4回)を開催し、情報の共有を図るとともに安全風土の定着と輸送の安全強化を図る。

(3) 安全の確保に関する設備等投資

- ① 脳ドックの検査費用。(計画30名、実施32名)
- ② 研修会、外部講師派遣費用。
- ③ メンタルヘルスに係る費用。
- ④ 運転記録証明書費用。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染対策費用 など(①～⑤合計 約250万円)

令和4年度計画

(1) 安全運動

- ① 社長又は取締役の現場巡視。(伊那 4月・7月・10月・1月

駒ヶ根 5月・8月・11月 松川 6月・9月・12月)

- ② 春・夏・秋・年末の交通安全運動参加。(4月・7月・9月・12月)
- ③ 伊那バス事故0運動実施。(8月)
- ④ 年末年始の輸送安全総点検運動実施。(12月～1月)
- ⑤ 年間教育指導計画に基づき実施、月毎目標を定めて実施。
- ⑥ 第45回プロドライバー事故防止コンクールに参加し、職場ぐるみで交通事故防止活動を実施。

(2) 各会議体

伊那バス管理職会、伊那バス事故安全審議会、バス運転手班別グループ会議(年4回)を開催し、情報の共有を図るとともに安全風土の定着と輸送の安全強化を図る。

(3) 安全の確保に関する設備等投資

- ① 外部安全運転研修受講費用。(2名)
- ② 睡眠時無呼吸症候群の検査費用。(新任運転手)
- ③ 脳ドックの検査費用。(30名)
- ④ 研修会、外部講師派遣費用。
- ⑤ メンタルヘルスに係る費用。
- ⑥ 運転記録証明書費用。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染対策費用 など(①～⑦合計 約250万円)

5. 教育計画及び実施状況

令和3年度計画及び実施状況

以下のとおり計画し、実施しました。

(1) 経営管理部門

- ① 内部監査要員を選任し、運輸安全マネジメントのコンセプトを理解し、運輸安全マネジメント・ガイドラインに沿った監査内容についてのセミナーを開催し安全管理体制に対する反省見直しをする。

(2) 現業管理部門

- ① 他社事故例を収集し、教育資料として活用する。
- ② ヒヤリ・ハット情報収集と活用。
- ③ 重大事故発生時における営業所対応要領の再確認と徹底を図る。

(3) 運転士

- ① 令和3年度教育計画に基づき実施する。
- ② 適性診断結果をもとに指導・カウンセリングの実施。
- ③ ヒヤリ・ハットを全営業所で収集し情報の共有を図る。
- ④ 新人運転手及び高速バスドライバー養成の運転技能向上を図る目的の指導研修及び、プロ運転士としての運転に関する接客接遇・事故防止を目的とする指導研修を本年も実施する。

- ⑤ 添乗指導の強化を図る。
- ⑥ 運転記録証明書の取得。
- ⑦ 車内事故防止キャンペーンの実施。
- ⑧ 運転手班別グループ制度の継続。(事故防止検討会)
- ⑨ 健康診断、人間ドック及び脳ドックの実施、保健師による指導教育。

令和4年度計画

(1) 経営管理部門

- ① 内部監査要員を選任し、運輸安全マネジメントのコンセプトを理解し、運輸安全マネジメント・ガイドラインに沿った監査内容についてのセミナーを開催し安全管理体制に対する反省見直しをする。

(2) 現業管理部門

- ① 他社事故例を収集し、教育資料として活用する。
- ② ヒヤリ・ハット情報収集と活用。
- ③ 重大事故発生時における営業所対応要領の再確認と徹底を図る。

(3) 運転士

- ① 令和4年度教育計画に基づき実施する。
- ② 適性診断結果をもとに指導・カウンセリングの実施。
- ③ ヒヤリ・ハットを全営業所で収集し情報の共有を図る。
- ④ 新人運転手及び高速バスドライバー養成の運転技能向上を図る目的の指導研修及び、プロ運転士としての運転に関する接客接遇・事故防止を目的とする指導研修を本年も実施する。
- ⑤ 添乗指導の強化を図る。
- ⑥ 運転記録証明書の取得。
- ⑦ 車内事故防止キャンペーンの実施。
- ⑧ 運転手班別グループ制度の継続。(事故防止検討会)
- ⑨ 健康診断、人間ドック及び脳ドックの実施、保健師による指導教育。
- ⑩ 睡眠時無呼吸症候群の検査結果による指導。

6. 安全管理規程・安全統括管理者

安全管理規程 別紙
安全統括管理者 運輸部長 太田義秀

7. 行政処分

令和3年度は、行政処分を1件受けました。

- ① 行政処分日 令和3年9月27日
処分の内容 輸送施設の使用停止(60日車)
令和3年8月19日に一般乗合旅客自動車運送事業駒ヶ根営業所への訪

問監査を受け、無車検運行（道路運送法第27条第3項・道路運送車両法第58条第1項）違反として、輸送施設の使用停止処分を受けました。
車両管理体制の強化を図りました。

(別表)

自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和3年度並びに令和4年度の事故類型別の事故件数は、下記の通りです。

令和4年4月1日

項 目	件 数	
	3年度	4年度
自動車が転覆し、転落し、火災(積載物の火災を含む。)を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	0件	—
死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じたもの	0件	—
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの	0件	—
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件	—
自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	0件	—
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件	—
総 件 数	0件	—